

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、福山市から、備後圏都市計画道路三・四・二二二号近田万能倉線、三・四・二三〇号中島倉光線、三・四・二七五号平野連絡線、三・四・二七七号古城沖湯野線、三・五・二二七号万能倉連絡線、三・六・六一〇号判屋線、三・六・六一一号羽原川長和島線、三・四・二七一号古市本湯野線、三・四・二七八号川南湯田村駅線、三・四・六〇八号南駅前線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦